富山市立和合中学校 校長 山﨑 靖弘

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対応について

新緑の候 皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、5月8日以降5類感染症に移行するとともに、学校保健安全法上の第2種感染症に位置づけられたことから、学校(園)における取り扱いを次のとおりとしますので、お知らせします。

記

園児、児童生徒の状況	保護者及び学校の対応
①本人の感染が判明し	・症状や、発症日、登校再開日の目安等をお聞かせください。
た	・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	「出席停止」となります。
	・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで「出席停
	止」となります。
	・登校(園)を再開する場合は、「治ゆ報告書」の提出をお願いしま
	to
②本人に発熱や咽頭痛、	・軽微な症状があることで登校を制限するものではありませんが、無理
咳等、 <u>普段と異なる</u> 症	をして登校をせず自宅で休養してください。 <u>この場合は「欠席」とな</u>
状がみられる	<u>ります。</u>
3同居の家族に感染者	・本人が無症状の場合は、登校可能です。
がいる等	・本人に、発熱や咽頭痛、咳等、普段と異なる症状がみられる場合は、
N. 6 . 9 4	無理をして登校をせず、自宅で休養してください。この場合は「欠席」
	となります。
④感染が不安で休ませ	・同居家族に高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの事情があって、他
たい	に手段がないなど、合理的な理由がある場合は、「出席停止」となる
	ことがありますので、欠席させたい事情をお聞かせください。
⑤医療的ケアを必要と	・「出席停止」となることがありますので、主治医の見解等をお聞かせ
する、基礎疾患等によ	ください。
り重症化するリスク	
が高い	
⑥同一学級において、複	・学校(園)医と相談の上、学校保健安全法第20条に基づく臨時休
数人の感染が確認さ	業等の措置をとります。
れ、園児、児童生徒間ではなってい	・措置をとる場合は、個人が特定されることがないよう配慮の上、学校(圏)から、促業者連絡アプリ(totom)等で連絡します。
で感染が広がってい る恐れがある	校(園)から、保護者連絡アプリ(tetoru)等で連絡します。
る形ななのの	

【問合せ先】 富山市立和合中学校
富山市教育委員会学校教育課
富山市教育委員会学校保健課(電話) 435-1156
(電話) 443-2134
(電話) 443-2136